

株式会社 ボルテージ 定款

| | |
|------------------|----|
| 平成 13 年 7 月 1 日 | 施行 |
| 平成 18 年 9 月 14 日 | 改訂 |
| 平成 19 年 9 月 20 日 | 改訂 |
| 平成 20 年 4 月 30 日 | 改訂 |
| 平成 20 年 6 月 12 日 | 改訂 |
| 平成 20 年 9 月 18 日 | 改訂 |
| 平成 20 年 11 月 4 日 | 改訂 |
| 平成 21 年 9 月 17 日 | 改訂 |
| 平成 21 年 12 月 3 日 | 改訂 |
| 平成 23 年 1 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 25 年 9 月 26 日 | 改訂 |
| 平成 26 年 9 月 25 日 | 改訂 |
| 平成 27 年 9 月 29 日 | 改訂 |
| 平成 28 年 9 月 29 日 | 改訂 |
| 平成 29 年 9 月 28 日 | 改訂 |
| 平成 30 年 9 月 27 日 | 改訂 |
| 令和 4 年 9 月 22 日 | 改訂 |
| 令和 5 年 3 月 2 日 | 改訂 |

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社ボルテージと称し、英文ではVoltage Incorporationと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 映像ソフト・音楽ソフト・音声ソフトの企画、製作、買付、販売
2. インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画、製作、販売
3. 映像イベント・音楽イベント・演劇イベントの企画、製作、運営、興行
4. 書籍・雑誌・テレビ番組・ラジオ番組の企画、製作、販売
5. コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作
6. キャラクターグッズの企画、製作、販売
7. 楽譜の出版
8. 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権・特許権などの知的財産権の取得、利用開発、管理、利用許諾、販売
9. 映像ソフト・音楽ソフト・音声ソフト・インターネットコンテンツ・コンピュータソフトの企画・製作・販売に関するコンサルティング
10. インターネットを利用した通信販売
11. インターネットを利用した広告事業
12. インターネットを利用した各種情報提供サービス
13. 都市計画・地域開発・リゾート地開発等に関する企画、設計、監理、コンサルティング
14. 建築物の空間・室内空間の装飾の企画、設計、コンサルティング
15. 不動産の所有、売買、賃貸、仲介、管理、コンサルティング
16. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 渋谷区 に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、15,120,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し議長となる。

②前項により定められた招集権者または議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②当会社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規程）

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第35条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が、監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

（事業年度）

第37条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

（期末配当金の配当）

第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）をすることができる。

(中間配当金)

第39条 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第40条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第18期定期株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②第18期定期株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任限定する契約については、なお従前の例による。